

募集対象者

*詳しい募集対象者については、ホームページをご参照ください。



I型：経営者交代タイプ

- 日本国内で事業を営む中小企業・小規模企業者等、個人事業主、特定非営利活動法人(以下、「中小企業者等」という)であること
- 地域経済に貢献している中小企業者等であること
- 承継者が、次のいずれかを満たす(事業)者であること
 - ・経営経験がある
 - ・同業種に関する知識などがある
 - ・創業・承継に関する研修等を受講したもの

補助対象経費

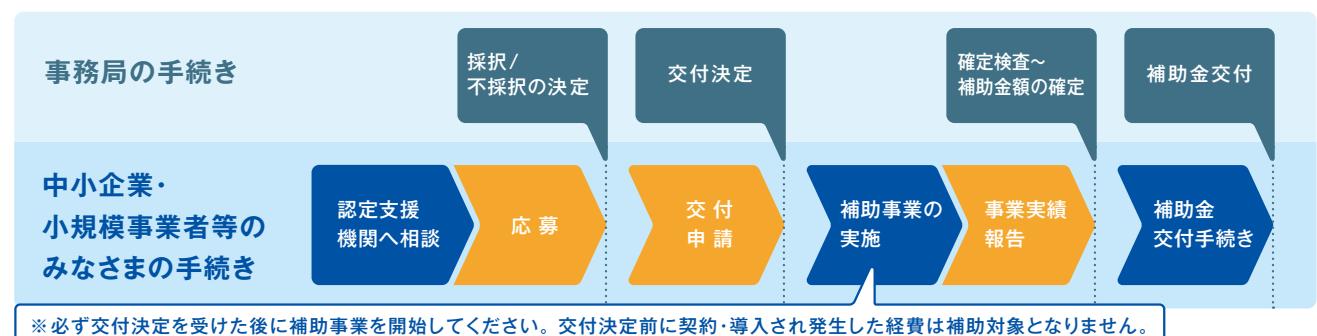
人件費／設備費／原材料費／外注費／委託費／広報費／知的財産権等関連経費／謝金／旅費／
店舗等借入費／会場借料費／マーケティング調査費／申請書類作成費用

事業所の廃止、既存事業の廃業・集約を伴う場合

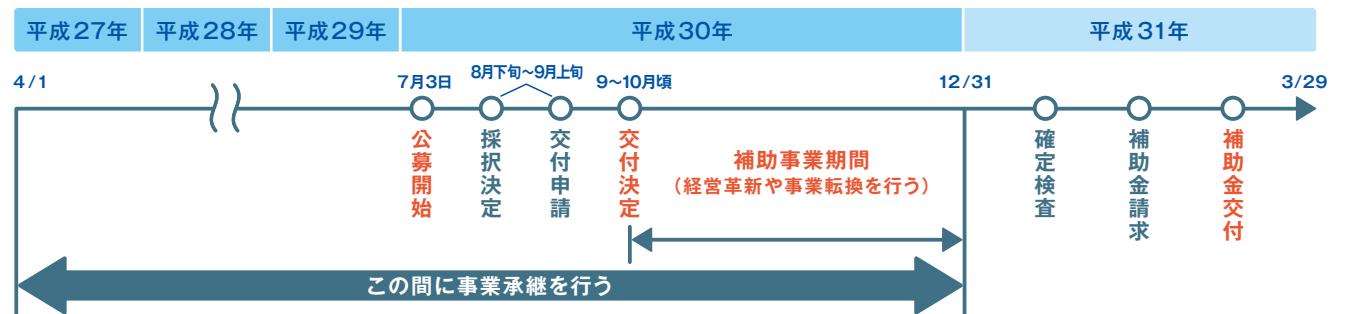
廃業登記費／在庫処分費／解体費・処分費／原状回復費 ※II型のみ「移転・移設費」も含む

交付までの流れ

電子申請可



スケジュール



平成29年度補正 事業承継補助金事務局

☎ 03-6264-2670 (お問い合わせ時間 10:00～12:00 13:00～17:00／土日祝を除く)

本補助金の詳細については、「事業承継補助金サイト」でご確認ください。

関連情報や応募書類のダウンロードもこちらのページからできます。

- 事業承継補助金サイト：<https://www.shoukei-29hosei.jp/>
- 関連サイト(中小企業庁サイト)：<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>

事業承継・M&Aをきっかけとした、事業者の新しいチャレンジを応援します!



受け継ぐ想いに、チカラを。

事業承継 補助金

事業承継補助金とは？

事業承継補助金は、事業承継やM&Aなどをきっかけとした、中小企業の新しいチャレンジを応援する制度です。経営者の交代後に経営革新等を行う場合(I型)や事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合(II型)に、必要な経費を補助します。

平成27年4月1日～平成30年12月31日の間に事業承継を行う必要があります。

＼ M&Aタイプの応募スタート! ／

II型：M&Aタイプ

事業再編・統合の後に新しい取組を行った方を補助します

- 対象となる取り組み：合併／会社分割／事業譲渡／株式交換・株式移転・株式譲渡など



事業所や既存事業の廃止等の事業整理(事業転換)を伴う場合補助額を上乗せします!

解体費・処分費等が発生した場合に限り、事業転換とみなされます！

II型：M&Aタイプ

補助率	2/3以内 ^{※1}	1/2以内
補助上限額	600万円	450万円

上乗せ額 +600万円 +450万円

＼ 経営者交代タイプの二次募集が決定! ／

I型：経営者交代タイプ

経営者交代による承継の後に新しい取組を行った方を補助します

- 対象となる取り組み：親族内承継／外部人材招聘など



事業所や既存事業の廃止等の事業整理(事業転換)を伴う場合補助額を上乗せします!

解体費・処分費等が発生した場合に限り、事業転換とみなされます！

I型：経営者交代タイプ

補助率	2/3以内 ^{※2}	1/2以内
補助上限額	200万円	150万円

上乗せ額 +300万円 +225万円

応募締切：8月17日(金)

※電子申請は7月下旬からご利用いただけます。

☎ 03-6264-2670

(お問い合わせ時間 10:00～12:00 13:00～17:00／土日祝を除く) <https://www.shoukei-29hosei.jp/>

平成29年度補正 事業承継補助金事務局

あなたはI型・II型どっち?

タイプ早わかり!

事業承継ガイド

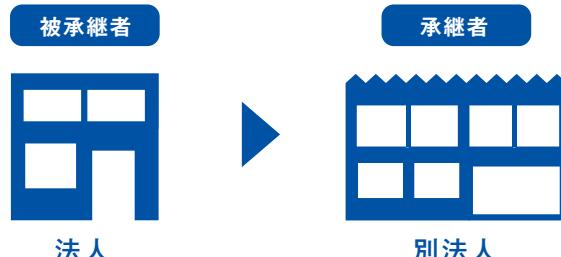
II型

法人間における事業の引継ぎを行う事業承継

- 合併、会社分割(吸收分割に限る)、事業譲渡、株式交換、株式移転または株式譲渡による事業の引き継ぎが申請の対象となります。(業務提携や資本提携等は対象外)

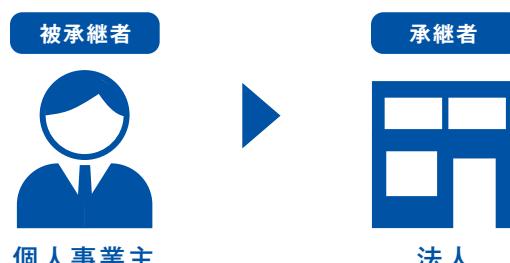
※原則、引き継ぐ事業を経営する承継者が補助対象者として申請すること。ただし、複数の被承継者による事業再編や事業統合に伴う事業承継が応募申請以降に行われる場合は、承継者(事業を引き継ぐ予定の者)及び関係する全ての被承継者による共同申請とすること。

事業の引き継ぎ形態	承継者(応募者)
吸収合併	吸収合併で存続した法人
吸収分割	吸収分割で承継した法人
事業譲渡	事業を譲り受けた法人
株式交換	株式を取得した(親会社となった)法人
株式譲渡	株式を取得した法人
新設合併	新設合併で新設した法人
株式移転	株式移転で新設した(親会社)法人



II型

個人事業主における廃業を伴う、個人事業主から法人への事業譲渡による承継



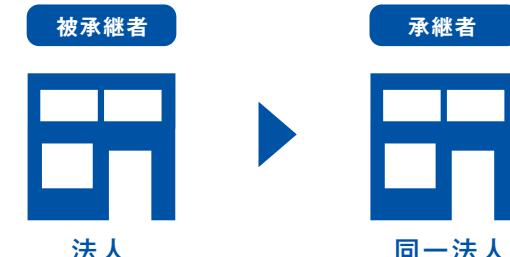
- 被承継者と承継者となる法人の代表者が同一人物の場合は申請の対象となりません。ただし、個人事業主における事業譲渡による承継を行った補助対象事業であり、承継者である個人事業主が事業承継対象期間内(2015年4月1日~2018年12月31日)に法人化した又はする予定の場合は、申請の対象となります。

- I型に応募した方は、II型に応募することはできません。
 - II型に応募した方は、I型に応募することはできません。
 - II型においては、被承継者は複数でも可となります。
 - I型、II型いずれも、承継者は1者となります。
- ※II型において、どれにあてはまるか不明の場合は、事務局までお問い合わせください。

I型

II型

法人における退任、就任を伴う代表者交代による事業承継



- 承継者たる法人の代表が、対象法人の議決権の過半数を取得した場合で、かつ、承継時において、承継者が個人事業主として既に他の事業を営んでいる、又は他の法人の議決権の過半数を取得している場合のみ申請の対象となります。

下記の場合はI型のみ応募可能です

- 承継時において、承継者となる代表が対象法人の議決権の過半数を取得していない場合。

I型

II型

個人事業における廃業、開業を伴う事業譲渡による承継



- 承継時において、承継者が個人事業主として既に他の事業を営んでいる、又は他の法人の議決権の過半数を取得している者である場合のみ申請の対象となります。

下記の場合はI型のみ応募可能です

- 承継時において、承継者が個人事業主として既に他の事業を営んでおらず、他の法人の議決権の過半数を所有している者でもない場合。

I型

II型

法人から事業譲渡を受け個人事業を開業する承継



- 承継時において、承継者が個人事業主として既に他の事業を営んでいる場合。
- 承継時において、承継者が他の法人の議決権の過半数を取得している場合。

下記の場合はI型のみ応募可能です

- 承継時において、承継者が個人事業主として既に他の事業を営んでおらず、他の法人の議決権の過半数を所有している者でもない場合。